

# 千曲ボーイズを応援する会会則

## 第一章 総 則

### 第1条 (名 称)

本会は、千曲ボーイズ（以下「チーム」という。）を応援する会（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条 (事務局)

事務局は、長野市篠ノ井東福寺 2353-1 に置く。

### 第3条 (目 的)

本会は、千曲ボーイズの後援を通じ、「OB・OGが胸を張って誇れる日本一のチーム」となることを応援し、併せて長野県の健全な発展とスポーツの振興、地域の活性化及び青少年育成を支援し、千曲ボーイズとともに活動していくことを目的とする。

### 第4条 (活 動)

本会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) チームに対する物心両面にわたる支援活動。
- (2) チーム活動の広報・宣伝。
- (3) 地域活性化及び青少年の健全育成に関する活動。
- (4) その他応援する会の目的の達成に必要な活動。

### 第5条 (活動年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

## 第二章 会員・入会

### 第6条 (会 員)

- (1) チームを応援して頂ける個人又は法人会員によって構成する。
- (2) 年会費を納入した者とする。
- (3) 会員は1年毎の登録とする。

### 第7条 (入 会)

本会に入会する者は、以下の通りとする。

- (1) 本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て申し込むものとする。
- (2) 入会の諾否は、執行部が決定する。

## 第8条（退 会）

本会を退会する者は、以下の通りとする。

- (1) 会員の都合により途中退会する場合は、任意の退会届を会長に提出するものとする。

## 第三章 役 員

### 第9条（役員構成）

- (1) 本会に次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 1名  
副会長(OB・OG) 1名  
理事 若干名  
事務局 1名  
広報 1名  
会計 1名  
会計監査 2名

- (2) 本会に執行部、役員会を設置する。

執行部は、会長、副会長、監事、事務局で構成させる。

役員会は、全ての役員で構成させる。

### 第10条（役員職務）

- (1) 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時にはこれを代行する。
- (3) 理事は、企画運営について立案及び運営を行う。
- (4) 事務局は、本会の運営に関する事務を統括する。
- (5) 広報は、チームPRの企画運営について立案及び運営を行う。
- (6) 会計は、本会の入出金に関する業務を執行する。
- (7) 会計監査は、本会の会計事務を監査指導する。
- (8) 役員は、会員増強に努める。

### 第11条（役員選任）

- (1) 会長は、役員会の決議によって役員の中から選任する。
- (2) 副会長は、会長が選任する。
- (3) 理事、事務局、広報、会計、会計監査は、役員会の承認を得て会長が任命する。

### 第12条（役員任期）

役員任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

### 第 13 条（役員報酬）

役員は無報酬とする。

### 第 14 条（顧問及び相談役）

- (1) 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- (2) 顧問及び相談役は役員会により決定する。

## 第四章 総 会

### 第 15 条（総 会）

- (1) 総会は、年 1 回 2 月の開催とする。ただし、会長が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会は、会則、事業計画、予算、決算、及びその他必要事項を決定する。
- (3) 総会の議長は会長があたる。
- (4) 総会は、会員の過半数の出席をもって成立とする。（但し、委任状による出席を妨げない）
- (5) 総会を開催することができず、必要事項の決議を要する場合には、会長の判断で電磁的方法（メール）を用いて電子総会を開催することができる。その場合、会員が事項について意思行為を行う事により会議に出席したものとする。なお、緊急を要する場合には、会長の判断で事項を決することができる。その場合、事後の承認を得るものとする。

### 第 16 条（総会の成立と決議）

- (1) 本会役員からの提案等を受け、執行部の承認を得て総会に上程する。
- (2) 総会の決議は、過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (3) 事務局は、総会終了後、議事録を作成し、議長及び出席会員の中より選出された 1 名の議事録署名人を得て、これを本会に保存するものとする。

## 第五章 役員会

### 第 17 条（役員会）

- (1) 役員会は、会長又は他の役員の発議により開催する。
- (2) 議長は会長があたる。
- (3) 役員会は、役員の数分の 1 の出席をもって成立し（但し、委任状による出席を妨げない）議決は役員の過半数の賛成をもって決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (4) 事務局は役員会終了後、議事録を作成し、議長の署名を得てこれを本会に保存する。

#### 第 18 条（審議事項）

- (1) 総会より委託された事項。
- (2) その他、審議が必要とされた事項。

### 第六章 執行部会

#### 第 19 条（執行部会）

- (1) 執行部会は、会長又は他の執行部の発議により開催する。
- (2) 執行部会の議長は、会長があたる。
- (3) 執行部会は、執行部の 2 分の 1 の出席をもって成立し（但し、委任状による出席を妨げない）議決は執行部の過半数の賛成をもって決する。但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- (4) 執行部会を開催することができず、必要事項の決議を要する場合には、会長の判断で電磁的方法（メール）を用いて電子執行部会を開催することができる。その場合、執行部が事項について意思行為を行う事により会議に出席したものとする。なお、緊急を要する場合には、会長の判断で事項を決することができる。その場合、事後の承認を得るものとする。

#### 第 20 条（審議事項）

- (1) 総会に上程する事項。
- (2) 本会の運営に関する事項。
- (3) 総会より委託された事項。
- (4) 除名と解任決議。
- (5) その他、会長より審議を求められた事項。

### 第七章 会 費

#### 第 21 条（会 費）

- (1) 入会を承諾された会員は、会費を内規の定めるところに従い、速やかに事務局に納入する。
- (2) 本会の会費は以下の通りとする。  
個人会員 年会費 5,000 円  
法人会員 年会費 10,000 円
- (3) 年度途中で退会する場合は、年会費の返金はないものとする。

#### 第 22 条（会費の運用）

会費は、本会の運営にあてる。

## 第八章 会計及び資産

### 第 23 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 24 条 (経 費)

本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入にて支弁する。

### 第 25 条 (資産管理)

本会の資産は、会長及び事務局が管理する。

### 第 26 条 (監 査)

会計監査は、収支及び資産の監査を行うものとする。

## 第九章 会則改定

### 第 27 条 (会則改定)

この会則は、役員 の提案により、総会にて改定することができる。総会に出席した会員 (但し、委任状による出席を妨げない) の過半数の賛成をもって決議し、可否同数の時は、議長 の決するところにより改定することができる。

#### (付 則)

- (1) この会則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この会則に定めない事項は、内規で定める。
- (3) 一部改正 令和 6 年 4 月 4 日